

大学からの情報を知る

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業等の取り扱い

→ 非常時の大学からの情報発信

→ 大学からの各種連絡について

- 1 衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合
- 2 びわこ・くさつキャンパスの場合
- 3 大阪いばらきキャンパスの場合
- 4 大阪梅田キャンパスの場合

非常時の大学からの情報発信

地震や洪水など大規模な災害については、下記のようにしてください。

災害発生時に大学にいた時

大学の教職員の指示に従ってください。

災害発生時に大学にいなかった時・海外にいた時

情報はホームページでお知らせしますのでご確認ください。

<http://www.ritsumei.ac.jp/top/>

また、被災した学生に対しては、奨学金等により経済援助を行い、学費の減免・延納等の特別措置を講じますので、学生オフィスに相談して下さい。

※災害時の安否確認など大学からの問い合わせには応答してください。

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合 もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業等の取り扱い

(必ずCAMPUS WEB等で最新情報を確認してください。)

暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合もしくは気象等により交通機関が不通となった場合の授業の取り扱いは、下記の通りとします。
なお、定期試験および追試験において暴風警報または気象等に関する特別警報が発令された場合の取り扱いは、下記と同様とします。また、「立命館大学授業に関する規定」の定めにない取り扱いを行う場合は、学長が決定します。

1 衣笠キャンパスおよび朱雀キャンパスの場合

休講とする場合

1. 暴風警報または気象等に関する特別警報が京都市または京都・亀岡区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。
2. 交通機関の運行状況が、次のいずれかに該当する場合。
 - (1)京都市営バスが全面的に不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。
 - (2)京都市営バスが運行中であっても、京都市内乗入れのJR西日本(大阪一草津間)、阪急(梅田一河原町間)、京阪、近鉄の4交通機関のうち、3交通機関以上が不通の場合。なお、15時の時点で4交通機関のうち2交通機関以上が運行を再開していない場合は全時限休講とする。
3. 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。

授業等の開始

1. 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。
 - (1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合
 - (2)京都市内乗入れのJR西日本(大阪一草津間)、阪急(梅田一河原町間)、京阪、近鉄の4交通機関のうち2交通機関以上が運行中または運行を再開し、京都市営バスが運行中または運行を再開した場合

時刻	時限
6:30まで	第1時限
10:00まで	第3時限
12:00まで	第4時限
15:00まで	第6時限

2. 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。

<遠隔授業の取り扱い>

交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次の通り取り扱う。

- (1)遠隔授業の送信側キャンパスで休講が判断された場合は、全てのキャンパスで当該授業を休講とする。
- (2)いずれかの遠隔授業の受信側キャンパスで休講が判断された場合は、当該キャンパスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンパスでは通常通り授業を実施する。

2 びわこ・くさつキャンパスの場合

休講とする場合

- 暴風警報または気象等に関する特別警報が草津市または近江南部区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。
- JR西日本(京都一米原間)が不通の場合。なお、15時の時点で運行を再開していない場合は全時限休講とする。
- 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。

授業等の開始

- 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。
 - 暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合
 - 休講とする場合第2項の交通機関が運行を再開した場合

「経済学部」「スポーツ健康科学部」「食マネジメント学部」「経済学研究科」「言語教育情報研究科」「スポーツ健康科学研究科」

時刻	時限
6:30まで	第1時限
10:00まで	第3時限
12:00まで	第4時限
15:00まで	第6時限

「理工学部」「情報理工学部」「薬学部」「生命科学部」「理工学研究科」「情報理工学研究科」「生命科学研究科」「薬学研究科」

時刻	時限
6:30まで	第1時限
10:00まで	第5時限
12:00まで	第7時限
15:00まで	第11時限

- 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。

<遠隔授業の取り扱い>

交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次の通り取り扱う。

- 遠隔授業の送信側キャンバスで休講が判断された場合は、全てのキャンバスで当該授業を休講とする。
- いずれかの遠隔授業の受信側キャンバスで休講が判断された場合は、当該キャンバスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンバスでは通常通り授業を実施する。

3 大阪いばらきキャンパスの場合

休講とする場合

- 暴風警報または気象等に関する特別警報が茨木市または北大阪区域に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。
- JR西日本(大阪一草津間)および阪急(梅田一河原町間)の2交通機関の両者が不通の場合。
- 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。

授業等の開始

- 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。
 - 暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合
 - 休講とする場合第2項の交通機関のいずれかが運行を再開した場合

時刻	時限
6:30まで	第1時限
10:00まで	第3時限
12:00まで	第4時限
15:00まで	第6時限

- 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。

<遠隔授業の取り扱い>

交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次の通り取り扱う。

- (1)遠隔授業の送信側キャンパスで休講が判断された場合は、全てのキャンパスで当該授業を休講とする。
- (2)いずれかの遠隔授業の受信側キャンパスで休講が判断された場合は、当該キャンパスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンパスでは通常通り授業を実施する。

4 大阪梅田キャンパスの場合

休講とする場合

1. 暴風警報または気象等に関する特別警報が大阪市に発令された場合。なお、15時の時点で暴風警報または気象等に関する特別警報が発令中の場合は、全時限休講とする。
2. 交通機関の運行状況が次のいずれかに該当する場合。なお、15時の時点で開通していない場合は全時限休講とする。
 - (1)大阪シティバス、大阪メトロが全面的に不通の場合
 - (2)大阪市内乗り入れのJR西日本、阪急、京阪、近鉄、阪神、南海の6交通機関のうち、4交通機関以上が不通の場合
3. 前2項につき授業等が開始されている場合は、直近の時限から休講する。

授業等の開始

1. 次に定める場合は、下表の基準により授業等を開始する。
 - (1)暴風警報または気象等に関する特別警報が解除された場合
 - (2)休講とする場合第2項の交通機関が運行を再開した場合

「経済学研究科」「経営学研究科」「テクノロジー・マネジメント研究科」「言語教育情報研究科」「経営管理研究科」

時刻	時限
6:30まで	第1時限
10:00まで	第3時限
12:00まで	第4時限
15:00まで	第6時限

「理工学研究科」

時刻	時限
6:30まで	第1時限
10:00まで	第5時限
12:00まで	第7時限
15:00まで	第11時限

2. 連続時限で実施している授業については、途中時限からの授業開始は行わない。

<遠隔授業の取り扱い>

交通機関の不通または暴風警報または気象等に関する特別警報の発令により休講となった場合、遠隔授業は次の通り取り扱う。

- (1)遠隔授業の送信側キャンパスで休講が判断された場合は、全てのキャンパスで当該授業を休講とする。
- (2)いずれかの遠隔授業の受信側キャンパスで休講が判断された場合は、当該キャンパスのみ当該授業を休講とし、中継配信は行わない。なお、他の遠隔授業の受信側キャンパスでは通常通り授業を実施する。

大学からの各種連絡について

本学では、休講・補講、教室変更、定期試験・レポート試験の情報、各種ガイダンスの実施、学生呼び出しなどの諸連絡は、CAMPUS WEB(立命館大学ホームページーー在学生の皆さまへーCAMPUS WEB)を通じて連絡します。必ずこまめに確認してください。

なお、電話での問い合わせは受付ていません。緊急時以外は電話での問い合わせは控えてください。